

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第85号）の一部を次のように改正する。

目次、第17条及び第21条第2項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第28条第2項及び第58条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

「第12章 情緒障害児短期治療施設」を「第12章 児童心理治療施設」に改める。

第91条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第92条第1項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同条第4項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

第93条（見出しを含む。）から第98条までの規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第100条第2項及び第111条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第28条第2項及び第58条第2項の改正規定、第92条第4項の改正規定（「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める部分に限る。）及び第100条第2項及び第111条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

平成29年2月15日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

児童福祉法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されることに伴い、情緒障害児短期治療施設の名称を児童心理治療施設に改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。